相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県串間市大字高松八〇二番地、最後の住所京都市下京区七条御所ノ内北町一六番地二　被相続人　亡　清水　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

京都市下京区四条通新町東入月鉾町六二住友生命京都ビル八階京都みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋重　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区中長者町通室町西入東長者町五三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小西　康彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階中村利雄法律事務所　相続財産管理人　司法書士　桝田美佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区東洞院通正面下る笹屋町二六六番地、最後の住所京都市山科区上野寺井町一番地の五三　被相続人　亡　筒井　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

事務所京都市中京区御池通室町西北角ミサワ京都ビル七F京都太陽合同事務所内　前川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　新井玲央奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市沢良宜西二丁目五四四番地、最後の住所大阪府摂津市東正雀一五番二号　被相続人　亡　石垣　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階　相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市深谷町二番、最後の住所和歌山市堀止南ノ丁二番三六号　被相続人　亡　御前　佳孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

事務所和歌山市五番丁八番地一リーガルセンタービル二階　相続財産管理人　弁護士　山下　俊治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大麻町松村字吉井三番地、最後の住所徳島県徳島市万代町五丁目二八番地　立石荘一六号　被相続人　亡　小林　信重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

事務所徳島県徳島市東出来島町一二番地　大門ビル二階　相続財産管理人　大門　美保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市八幡町二丁目甲三八二七番地、最後の住所香川県観音寺市坂本町二丁目六番一七―一〇二号　ピュアハイツ観音寺Ⅱ　被相続人　亡　米谷　令子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

香川県三豊市豊中町本山甲六九〇番地　相続財産管理人　原田祥一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県津久見市地蔵町二七三八番地、最後の住所福岡市東区香椎六丁目一三番三五号　被相続人　亡　髙丸　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

福岡市中央区赤坂一―七―二七―六〇三　相続財産管理人　弁護士　松本　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県古賀市薬王寺九八七番地、最後の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原一八二一番地三　被相続人　亡　髙宮　康通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号　相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県竹田市大字挟田九九九番地一、最後の住所大分県宇佐市安心院町下毛二二九番地の一　被相続人　亡　稗田　隆純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

大分市荷揚町一〇番一〇号　グリーンヒル二〇六号　濱本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　濱本　高史

公示送達

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　熊本市南区田迎町良町九六番地　氏名　宮本ミツエ

二、通知の内容

田南土区発第二百五十三号　平成二十六年十二月二日　熊本市田井島南土地区画整理組合　理事長　村田　政時

換地処分通知

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に熊本市田井島南土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを当該事業施行地区内熊本県熊本市南区田井島三丁目四一〇番地所在の掲示板において掲示します。

平成二十六年十二月二十二日

熊本県熊本市南区田井島三丁目八番一号　熊本市田井島南土地区画整理組合　理事長　村田　政時

任意清算公告

当社は、平成二十六年十一月二十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月二十二日

石川県羽咋市兵庫町午四番地一〇　合資会社羽咋部品商会　代表社員　加世　外志